平成２４年（フ）第３００号
北海道茅部郡森町字富士見町209番地112
債務者　本間　和乃
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３３０号
函館市高松町341番地２
債務者　菊地　正貢
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８９号
島根県出雲市平田町1142番地１
債務者　岡田　　純
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第９０号
島根県出雲市平田町1142番地１
債務者　岡田砂智子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第９１号
島根県出雲市外園町10番地
債務者　藤江　文子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１４８６号
埼玉県川口市大字伊刈1284番地の２　アブリエール101号
債務者　渕岡　明香（旧姓渡辺・中村）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１６号
埼玉県川口市大字赤山1384番地の１　県営川口赤山団地３―204
債務者　平林　俊則
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２５号
さいたま市岩槻区宮町１丁目10番11―203号
債務者　野本真有子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２７号
埼玉県川口市大字伊刈1284番地の２　アブリエール105号
債務者　上野　ヤエ
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３２号
さいたま市西区大字島根156番地２　ツカサハウス２―１
債務者　山本　浩司
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７０号
埼玉県和光市下新倉３丁目16番43号　シャトー和光101、旧住所埼玉県和光市下新倉３丁目14番３号　ゴートヴィラ103
債務者　トオヤマ　ロウエナ　クルーズ
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８７号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目13番32号
債務者　成田　雅人
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５８８号
埼玉県蕨市中央２丁目２番７号　メゾン・ド・中央506号
債務者　高橋　友治
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
千葉県印西市大森4450番地48
債務者　酒井　康代
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３１２号
千葉県佐倉市井野1806番地７　エクメーネ・セトルＡ202
債務者　武藤美和子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８６号
新潟県柏崎市長浜町４番30号、前住所新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽3188番地
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田776番地15、前住所新潟県柏崎市柳橋町９番22―202号　サザンハイム
債務者　入澤真由美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３００号
愛知県豊田市下市場町７丁目17番地１　レジデンステクノ１―Ｃ号
債務者　森川　将光
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係